

処 分 基 準

平成 6 年 1 0 月 1 日 作 成

法 令 名： 道 路 交 通 法
根 拠 条 項： 第 7 7 条 第 5 項
処 分 の 概 要： 道 路 使 用 許 可 の 停 止 又 は 取 り 消 し
原 権 者 (委 任 先)： 警 察 署 長 (高 速 自 動 車 国 道 等 に お け る 交 通 警 察 に 関 す る 事 務 を 処 理 す る 警 視 以 上 の 警 察 官)
法 令 の 定 め： 法 第 7 7 条 第 6 項 (条 件 に 違 反 し た 者 に 対 す る 処 分 を し よ う と す る と き の 事 前 の 弁 明 手 続)
審 査 基 準： 別 紙 参 照
問 い 合 わ せ 先： 別 紙 の と お り 各 警 察 署 交 通 課 (係) 又 は 高 速 道 路 交 通 警 察 隊
備 考

別紙

道路使用許可を与えた行為に係る場所を管轄する警察署長は、当該行為に関して法第77条第1項の許可を受けた者が1に該当する場合、又は当該行為が2に該当すると認められた場合は、当該行為に係る道路使用許可を3に応じて停止又は取り消しをすることができる。

- 1 同条第3項又は第4項の条件に違反したとき。
- 2 当該行為を許可したのち、道路や交通の状況等の変化により道路使用許可の審査基準を満たさなくなった場合において、同条第4項に基づき同条第3項により付した条件を変更したり、新たに条件を付したとしても道路使用許可の審査基準を満たしえないと認めるとき。

(停止、取り消しの実施基準)

- 3 当該行為が(1)に該当する場合は当該道路使用許可を停止し、(2)に該当する場合は当該道路使用許可を取り消すことができる。
 - (1) 一定期間当該行為を停止することによって、停止解除後上記1及び2の条件に該当しなくなると認められるとき(ただし、停止期間は当該行為を許可している期間内に限られる。)
 - (2) 当該行為を許可している期間中に上記1又は2の条件が解消されないと認められるとき。

別紙

県内警察署所在地一覧表

名称	担当課	所在地	電話番号
金沢中警察署	交通第一課	金沢市下本多町六番丁15番地1	(076) 262 - 1171
金沢東警察署	交通第一課	金沢市元町2丁目15番1号	(076) 253 - 0110
金沢西警察署	交通課	金沢市金石本町イ1番地の1	(076) 267 - 1241
大聖寺警察署	交通課	加賀市大聖寺東町1丁目1番	(0761) 72 - 0670
小松警察署	交通課	小松市上小松町乙163番地の1	(0761) 22 - 5231
寺井警察署	交通課	能美郡寺井町字寺井リ44番地	(0761) 57 - 1137
松任警察署	交通課	松任市八ツ矢町617番地	(076) 275 - 1142
鶴来警察署	交通課	石川郡鶴来町月橋町644番地	(07619) 2 - 1161
津幡警察署	交通課	河北郡津幡町字加賀爪ヌ40番地の3	(076) 288 - 3111
羽咋警察署	交通課	羽咋市旭町ユ20番地	(0767) 22 - 1122
七尾警察署	交通課	七尾市藤橋町亥部45番地の1	(0767) 53 - 4141
穴水警察署	交通課	鳳至郡穴水町字川島カ4番地の1	(0768) 52 - 1167
輪島警察署	交通課	輪島市杉平町鬼田1番地の4	(0768) 22 - 0110
能都警察署	交通課	鳳至郡能都町字宇出津ウ字76番地	(0768) 62 - 1334
珠洲警察署	交通課	珠洲市上戸町北方ろ15番地1	(0768) 82 - 0110

関係所属所在地一覧表

所属名	所在地	電話番号
高速道路交通警察隊	金沢市神野町東170番地	(076) 262 - 1161